総括基準(避難等対象区域内の財物損害の賠償時期について)

(総括基準)

次に掲げる損害は、現地への立ち入りができない等の理由により被害物の現状等が確認できない場合であっても、速やかに 賠償すべき損害と認められる。

- 1) 動産(製造業の機械・機具などの生産設備、卸小売業・サービス業などその他の事業者の事業用設備、住宅の家財等)であって、避難等対象区域内に存在するものについての、下記の損害
 - ① 避難等を余儀なくされたことに伴い管理が不能等となったため、価値の全部又は一部が失われた場合における価値の喪失又は減少分及びこれらに伴う必要かつ合理的な範囲の追加的費用
 - ② その価値を喪失又は減少させる程度の量の放射性物質 に曝露した場合における価値の喪失又は減少分及びこれ らに伴う必要かつ合理的な範囲の追加的費用
 - ③ 財物の種類、性質及び取引態様等から、平均的・一般的な人の認識を基準として、本件事故により当該財物の価値の全部又は一部が失われた場合における価値の喪失又は減少分及びこれらに伴う必要かつ合理的な範囲の追加的費用
- 2) 不動産であって、避難等対象区域内に存在するものについての、上記1)の①から③までに記載の損害

(理由)

中間指針第3の10の備考1)に「立ち入りができないため、価値の喪失又は減少について現実に確認ができないものは、蓋然性の高い状況を想定して喪失又は減少した価値を算定することが考えられる」とあることからすれば、動産、不動産の価値の喪失又は減少について、現地への立ち入りができない等の理

由により被害物の現状等が確認できない場合であっても、速や かに賠償すべき損害と考えるべきである。

以上